

○ 内閣府、総務省、法務省、
財務省、厚生労働省、農林水産省、令第三号
経済産業省、国土交通省

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百七十九号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十七年政令第三百三十八号）の施行に伴い、並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第四項、第六条第一項、第八条第二項、第九条、第十一条第四号並びに第二十一条並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項、第九条第一項、第十二条第三項第一号及び第三号、第十三条第二項並びに第十六条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 山本 早苗

法務大臣 上川 陽子

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 林 芳正

経済産業大臣 宮沢 洋一

国土交通大臣 太田 昭宏

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「第十五条第二号」を「第十八条第二号」に改める。

第四条の見出しを「（簡素な顧客管理を行うことが許容される取引）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「規定する」の下に「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として」を加え、「取引は」を「ものは」に改め、同項第三号ロ中「第十五条第八号」を「第十八条第八号」に改め、同項第七号中ニをへ

とし、ハを亦とし、口の次に次のように加える。

ハ 電気、ガス又は水道水の料金（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者若しくは同項第九号に規定する一般送配電事業者、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者、同条第四項に規定する簡易ガス事業者、同条第六項に規定するガス導管事業者若しくは同条第九項に規定する大口ガス事業者、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法（昭和三十年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者に対し支払われるものに限る。）の支払に係るもの

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校に対する入学金、授業料その他これらに類するものの支払に係るもの

第四条第二項各号列記以外の部分中「第九条」を「第九条第一項」に改め、「規定する」の下に「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として」を加え、「取引は」を「ものは」に改め、同項第一号中「第

九条」を「第九条第一項」に改め、同項第二号中「前項第十三号イ」を「第一項第十三号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連續して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額（第三号に掲げる取引にあつては、賃貸人が賃貸を受ける者から一回に受け取る賃貸料の額）を減少させるために一の当該各号に掲げる取引を分割したもののが全部又は一部であることが一見して明らかであるものであるときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、前項の規定を適用する。

一 現金の受払いをする取引で為替取引又は令第七条第一項第一号タに規定する自己宛小切手の振出しを伴うもののうち、顧客等の預金又は貯金の受入れ又は払戻しのために行うもの

二 現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものであつて、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又はその代表者等の、特定金融機関の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの

三 令第七条第一項第二号に定める取引

第二十八条を第三十五条とする。

第二十七条第一項中「第十八条第五項」を「第十九条第五項」に、「第十八条第四項」を「第十九条第四項」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十六条第一項中「第十五条第一項又は第十八条第三項」を「第十六条第一項又は第十九条第三項」に改め、同条第二項中「第二十一条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十五条を削る。

第二十四条第一項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項第一号口中「第十七条第一項第十一号」を「第二十条第一項第十一号」に改め、同条第二項中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(取引時確認等を的確に行うための措置)

第三十二条 法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一　自らが行う取引（新たな技術を活用して行う取引その他新たな態様による取引を含む。）について調査し、及び分析し、並びに当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下この項において「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えること。

二　特定事業者作成書面等の内容を勘案し、取引時確認等の措置（法第十一条に規定する取引時確認等の措置をいう。以下この条において同じ。）を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。

三　特定事業者作成書面等の内容を勘案し、確認記録及び取引記録等を継続的に精査すること。

四　顧客等との取引が第二十七条第三号に規定する取引に該当する場合には、当該取引を行うに際して、当該取引の任に当たつている職員に当該取引を行うことについて法第十一条第三号の規定により選任した者の承認を受けさせること。

五　前号に規定する取引について、第二号に規定するところにより情報の収集、整理及び分析を行つたときは、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、確認記録又は取引記録等と共に

保存すること。

六 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を特定業務に従事する職員として採用するために必要な措置を講ずること。

七 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査を実施すること。

2 法第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる特定事業者（国内に本店又は主たる営業所若しくは事務所を有するものに限る。次項において同じ。）が外国において法第四条第一項に規定する特定業務に相当する業務を営む外国会社の議決権の総数の二分の一を超える議決権を直接若しくは間接に有し、又は外国において営業所（以下この項において「外国所在営業所」という。）を有する場合であつて、法、令及びこの命令に相当する当該外国の法令に規定する取引時確認等の措置に相当する措置が取引時確認等の措置より緩やかなときには、法第十二条第四号に規定する主務省令で定める措置は、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる措置とする。

一 当該外国会社及び当該外国所在営業所における犯罪による収益の移転防止に必要な注意を払うとともに、当該外国の法令に違反しない限りにおいて、当該外国会社及び当該外国所在営業所による取引時確

認等の措置に準じた措置の実施を確保すること。

二 当該外国において、取引時確認等の措置に準じた措置を講ずることが当該外国の法令により禁止されているため当該措置を講ずることができないときには、その旨を行政庁に通知すること。

3 前項の場合において、特定事業者が当該外国会社の議決権の総数の二分の一を超える議決権を直接又は間接に有するかどうかの判定は、次の各号に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 特定事業者が自己の計算において有する当該外国会社の議決権が当該外国会社の議決権の総数に占める割合

二 特定事業者の子法人（特定事業者がその議決権の総数の二分の一を超える議決権を自己の計算において有する法人をいう。この場合において、特定事業者及びその一若しくは二以上の子法人又は当該特定事業者の一若しくは二以上の子法人が議決権の総数の二分の一を超える議決権を有する他の法人は、当該特定事業者の子法人とみなす。）が自己の計算において有する当該外国会社の議決権が当該外国会社の議決権の総数に占める割合

4 特定金融機関が外国所在為替取引業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする

契約を締結して為替取引を行う場合にあつては、法第十二条第四号に規定する主務省令で定める措置は、第一項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる措置とする。

一 外国所在為替取引業者における犯罪による収益の移転防止に係る体制の整備の状況、当該外国為替取引業者の営業の実態及び法第十八条に規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該外国の機関が同条に相当する当該外国の法令の規定に基づき、当該外国所在為替取引業者に必要な措置をとるべきことを命じているかどうかその他の当該外国の機関が当該外国所在為替取引業者に対する監督の実態について情報を収集すること。

二 前号の規定により収集した情報に基づき、当該外国所在為替取引業者の犯罪による収益の移転防止に係る体制を評価すること。

三 法第十二条第三号の規定により選任した者の承認その他の契約の締結に係る審査の手順を定めた規程を作成すること。

四 特定金融機関が行う取引時確認等の措置及び外国所在為替取引業者が行う取引時確認等相当措置の実施に係る責任に関する事項を文書その他の方針により明確にすること。

第二十三条を第三十条とする。

第二十二条を第二十五条とし、同条の次に次の四条を加える。

(法第八条第二項に規定する主務省令で定める項目)

第二十六条 法第八条第二項に規定する主務省令で定める項目は、次の各号に掲げる項目とする。

一 法第八条第一項の取引の態様と特定事業者が他の顧客等との間で通常行う特定業務に係る取引の態様との比較

二 法第八条第一項の取引の態様と特定事業者が当該顧客等との間で行つた他の特定業務に係る取引の態様との比較

三 法第八条第一項の取引の態様と当該取引に係る取引時確認の結果その他特定事業者が当該取引時確認の結果に関する有する情報との整合性

(法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法)

第二十七条 法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 特定業務に係る取引（次号及び第三号に掲げる取引を除く。） 前条に規定する項目に従つて当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

二 既に確認記録又は法第七条第一項に規定する記録（以下この号において「取引記録」という。）を作成し、及び保存している顧客等（次号において「既存顧客」という。）との間で行つた特定業務に係る取引（同号に掲げる取引を除く。） 当該顧客等の確認記録、当該顧客等に係る取引記録、第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる措置により得た情報その他の当該取引に関する情報を精査し、かつ、前条に規定する項目に従つて当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

三 特定業務に係る取引のうち、法第四条第二項前段に規定するもの若しくは第五条に規定するもの又はこれら以外のもので法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書（以下単に「犯罪収益移転危険度調査書」という。）において犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するところされた国若しくは地域に居住し若しくは所在する顧客等との間で行うものその他の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの 第一号に定める方法（既存顧客との間で行つた取引にあっては、前号に定める方法）及び顧客等又は代表者等に

対する質問その他の当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査を行った上で、法第十一條第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者に当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認させる方法

(外国所在為替取引業者との契約締結に際して行う確認の方法)

第二十八条 法第九条に規定する主務省令で定める方法は、外国所在為替取引業者（同条に規定する外国所在為替取引業者をいう。以下同じ。）から申告を受ける方法又は外国所在為替取引業者若しくは外国の法令上法第二十二条第一項及び第二項に規定する行政庁に相当する外国の機関によりインターネットを利用して公衆の閲覧に供されている当該外国所在為替取引業者に係る情報を閲覧して確認する方法とする。

(取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準)

第二十九条 法第九条第一号に規定する主務省令で定める基準は、外国所在為替取引業者が、取引時確認等相当措置（同号に規定する取引時確認等相当措置をいう。以下この条及び第三十二条第四項第四号において同じ。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設及び取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在為替取引業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認

等相当措置の実施に關し、法第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該所在する国又は当該外国の機關の適切な監督を受けている状態にあることとする。

第二十一条第七号イ中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、「以下」の下に「この号において」を加え、同号ロ中「第九条」を「第十条」に改め、同号ハ中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条を第二十四条とし、第十八条から第二十条までを三条ずつ繰り下げる。

第十七条第一項第三号中「本人確認書類」の下に「又は補完書類」を加え、「第十三条第一項第二号」を「第十四条第一項第二号」に改め、同項第四号中「本人確認書類」の下に「若しくは補完書類」を加え、「第十三条第一項第二号」を「第十四条第一項第二号」に改め、同項第五号中「第五条第一項第一号ロから二まで」を「第六条第一項第一号ロ、亦及びヘ」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同項第六号中「第五条第四項又は第十二条第三項」を「第六条第四項又は第十二条第三項」に改め、同項第七号中「第十三条第一項第二号」を「第十四条第一項第二号」に改め、同項第十二号中「第五条第二項（第十三条第一項）」を「第六条第二項（第十二条第一項）」に改め、同項第十三号中「第五条第三項」を「第六条第三項」に、「第十二条第二項」に、「第五条第四項若しくは第十二条第三項」を「第六

条第四項若しくは第十二条第三項」に、「第五条第四項第三号」を「第六条第四項第三号」に、「第十一条第三項第三号」を「第十二条第三項第三号」に改め、同項第十八号中「有無」を「本人特定事項及び当該実質的支配者と当該顧客等との関係」に、「及び」を「（当該確認に書類を用いた場合には、当該）」に改め、「事項」の下に「を含む。」を加え、同項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 顧客等が令第十二条第三項各号に掲げるものであるときは、その旨及び同項各号に掲げるものであると認めた理由

第十七条第一項第二十四号中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条第二項中「本人確認書類」の下に「若しくは補完書類」を加え、同条第三項中「第十九号」を「第十八号」に、「第二十一号」を「第二十号」に改め、「本人確認書類」の下に「若しくは補完書類」を加え、同条を第二十条とする。

第十六条第一項第二号中「亦まで」を「へまで」に、「（ロ）」を「（ハ）」に改め、同号亦中「第十三条第一項第二号」を「第十四条第一項第二号」に改め、同号亦を同号へとし、同号ニ中「第五条第三項」を「第六条第三項」に、「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に、「第五条第四項若しくは第十一条第三項」

を「第六条第四項若しくは第十二条第三項」に、「第五条第四項第三号」を「第六条第四項第三号」に、「第十一条第三項第三号」を「第十二条第二項第三号」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第五条第二項（第十二条第一項）」を「第六条第二項（第十二条第一項）」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第五条第一項第一号ホからトまで」を「第六条第一項第一号トからリまで」に、「第十二条第一項第一号」を「第十二条第一項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「第五条第一項第一号ハ（第十二条第一項）」を「第六条第一項第一号」に改め、同号イを同号ロとし、同号ニイとして次のように加える。

イ 第六条第一項第一号ニ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

第十六条を第十九条とし、第十五条を第十八条とする。

第十四条第一項中「第二十一条第一号」を「第二十四条第一号」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令第十三条第二項に規定する主務省令で定める取引）

第十七条 令第十三条第二項に規定する主務省令で定める取引は、当該特定事業者（同条第一項第一号に掲

げる取引にあつては、同号に規定する他の特定事業者）が前条に規定する方法によりその顧客等が既に取引時確認を行つてゐる顧客等であることを確かめる措置をとつた取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引、当該取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽つていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽つていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行う取引、疑わしい取引及び同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引とする。

第十三条第一項第一号中「第五条又は第十一條」を「第六条又は第十二条」に改め、同項第二号イ中「第五条第一項第一号イからニまで」を「第六条第一項第一号イからヘまで」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一項第一号」に、「第十六条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に改め、同号ロ中「第五条第一項第一号亦からトまで」を「第六条第一項第一号トからリまで」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一項第一号」に、「第十六条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に改め、同条第三項中「及び当該各号に掲げる法人に実質的支配者がある場合にあつては、当該実質的支配者の本人確認書類又はその写し（当該本人確認書類又はその写しに当該実質的支配者の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該本人確認書類又はその写

し及び当該記載がある当該実質的支配者の補完書類又はその写し）を確認する」を「を確認し、かつ、当該顧客等の代表者等から申告を受ける」に改め、同項第一号中「第十条第二項第一号に掲げる法人」を「資本多数決法人」に改め、同項第二号中「第十条第二項第二号に掲げる法人」を「資本多数決法人以外の法人」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（外国政府等において重要な地位を占める者）

第十五条 令第十二条第三項第一号に規定する主務省令で定める者は、外国において次の各号に掲げる職にある者とする。

- 一 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- 二 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 三 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 四 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 五 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職

六 中央銀行の役員

七 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

第十二条第一項中「第五条、第八条、第九条、第十条第一項」を「第六条、第九条、第十条、第十一条第一項」に、「取引又は」を「取引、」に改め、「おける取引」の下に「、疑わしい取引又は同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」を加え、同項第三号中「第十四条」を「第十六条」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項中「、第五条第一項」を「、第六条第一項」に改め、同項の表を次のように改める。

第六条第一項第一号イ	当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等	当該代表者等から当該代表者等
提示（同条第一号ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代表者等からの提	提示	

第六条第一項第一号ハ				次条第一号イ	当該顧客等の 当該顧客等の 当該代表者等の	示を除く。）
第六条第一項第一号ハ	同号口、二	当該顧客等の 等	当該顧客等若しくはその代表者 等	提示（同号口に掲げる書類の提 示にあつては、当該書類の代表 者等からの提示に限る。）	次条第一号イ及び口	当該代表者等の

第六条第一項第一号ニ及びホ	第六条第一項第一号ヘからリまで	第六条第二項各号列記以外の部分	当該顧客等	当該顧客等の	当該代表者等	者等からの提示に限る。)
第六条第二項第五号	第六条第二項第四号	当該顧客等又はその代表者等 当該顧客等が自然人である場合 にあつては、前各号	当該顧客等の 当該顧客等が自然人の場合にあ つてはその氏名及び住居、法人 の場合にあつてはその名称及び 本店又は主たる事務所の所在地	当該顧客等の 当該顧客等が自然人の場合にあ つてはその氏名及び住居、法人 の場合にあつてはその名称及び 本店又は主たる事務所の所在地	当該代表者等の 当該代表者等の 当該代表者等の	当該代表者等

第十一條第二項中「第五條第一項第一号口からニまで」を「第六条第一項第一号口、亦及びハ」に、「第十五條第六号」を「第十八条第六号」に、「第十六條第一項第二号」を「第十九條第一項第二号」に改め、同条第三項中「第五條第一項第一号口又はハ」を「第六条第一項第一号口又はホ」に改め、同項第二号中「第五條第二項」を「第六条第二項」に改め、同項第三号中「第十六條第一項第二号」を「第十九條第一項第二号」に改め、同条第四項第一号ニ中「次号ホ及び第十四条第二項」を「次号ニ及び第十六条第二項」に改め、同項第二号口を削り、同号ハ中「の役員」を「を代表する権限を有する役員」に改め、同号ハを同号口とし、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「ニ」を「ハ」に改め、同号ホを同号ニとし、同条を第十二条とする。

第十條第二項中「第四條第一項第四号」の下に「及び令第十二条第三項第三号」を加え、同項第一号中「除く。以下この号」を「除く。以下この条」に、「法人を除く。」を「法人を除く。以下この条及び第十四条第三項において「資本多数決法人」という。」のうち、その議決権の総数の四分の一を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人（当該資本多数決法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は他の自然人が当該資本多数決法人の議決権の総数の二分の一を超える議決権を直接若しくは間接に有している場合を除く。）があるもの」に、「当該法人の議決権の総

数の四分の一を超える議決権を有している者（他の者が当該法人の議決権の総数の二分の一を超える議決権を有している場合を除く。）」を「当該自然人」に改め、同項第二号中「前号に掲げる法人以外の」を「前三号に定める者がない」に、「代表する権限を有している者」を「代表し、その業務を執行する自然人」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 資本多数決法人（前号に掲げるものを除く。）のうち、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人があるもの 当該自然人

三 資本多数決法人以外の法人のうち、次のイ又はロに該当する自然人があるもの 当該自然人

イ 当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の総額の四分の一を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人（当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は当該法人の事業から生ずる収益若しくは当該事業に係る財産の総額の二分の一を超える収益の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有している他の自然人がある場合を除く。）

ロ 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められ

る自然人

第十条に次の二項を加える。

3 前項第一号の場合において、当該自然人が当該資本多数決法人の議決権の総数の四分の一又は二分の一

を超える議決権を直接又は間接に有するかどうかの判定は、次の各号に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 当該自然人が有する当該資本多数決法人の議決権が当該資本多数決法人の議決権の総数に占める割合
二 当該自然人の支配法人（当該自然人がその議決権の総数の二分の一を超える議決権を有する法人をい
う。この場合において、当該自然人及びその一若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の一若しくは
二以上の支配法人が議決権の総数の二分の一を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法
人とみなす。）が有する当該資本多数決法人の議決権が当該資本多数決法人の議決権の総数に占める割

合

4 国等（令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）及び
その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）は、第二項の規定の適用については、自然

人とみなす。

第十条を第十一条とする。

第九条第三号イ中「の規定」を削り、同条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第二項中「第十七条第一項第二十四号」を「第二十条第一項第二十四号」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「第一号ハからホまでに掲げる本人確認書類」を「第一号イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）」に、「第一号ヘ及びト」を「第一号ロ及びホ」に改め、同条第一号中イからニまでを削り、同号ホ中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード若しくは」に改め、「旅券等」の下に「又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）」を加え、同号ホ

を同号イとし、同号ヘ中「から亦まで」を削り、同号ヘを同号ロとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金法第十三条第一項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る

印鑑登録証明書

二 印鑑登録証明書（ハに掲げるものを除く。）、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）

第六条第一号ト中「ヘ」を「ニ」に改め、「あるもの」の下に「（国家公安委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）」を加え、同号トを同号ホとし、同条を第七条とする。

第五条第一項第一号イ中「同条第一号ロ及びト」を「同条第一号ハからホまで」に、「同条第一号ヘ」を「同条第一号ロ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号ロ中「のうち次条第一号ロ、ヘ又はトに掲げるもの」を「（次条第一号イに掲げるものを除く。）」に、「同号ヘ」を「同号ロ」に改め、同号ト中「第十七条第一項に規定する」を「第十七条第一項第五号に掲げる」に改め、「特定認証業務」の下に「（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）」を加え、「公的個人認証法第三条第三項に規定する利用者確認が、当該顧客等から、公的電子証明書及びへに規定する申込みに関する情報の送信を受ける方法又は」を「利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、」に、「規定する方法」を「掲げる方法」に改め、同号トを同号リとし、同号ヘ中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「都道府県知事が発行した電子証明書（以下この号において「公的電子証明書」という。）及び当該公的電子証明書」を「地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書」に改め、「当該公的電子証明書により確認される同項に規定する電子署名が行われた特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。以下この号において同じ。）の利用の申込みに

関する情報の送信と同時に」及び「。この場合において、当該特定事業者が同条第一項に規定する行政機関等であるときは、当該申込みに関する情報については送信を受けることを要しない」を削り、同号へを同号チとし、同号ホを同号トとし、同号ニ中「第十七条第一項第一号」を「第二十条第一項第一号」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「第十六条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 当該顧客等若しくはその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。ニにおいて同じ。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受ける方法

二 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類又はその写しの送付を受けて当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写し（特定

事業者が作成した写しを含む。」を第十九条第一項第二号に掲げる方法により確認記録に添付する方法

第五条第一項第二号中「第七条第一項第一号」を「第八条第一項第一号」に改め、同項第三号口中「第六条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に改め、同条第二項中「ハまで」を「ホまで」に改め、「ロに掲げる方法」の下に「（同項第一号ハに掲げる方法にあっては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあっては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受けて当該補完書類又はその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）を第十九条第一項第二号に掲げる方法により確認記録に添付する場合を除く。）」を加え、「次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）」を「補完書類」に、「第六条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に、「若しくはハ」を「若しくはホ」に改め、同項第三号中

「これ」を「これら」に改め、同項第四号中「あるもの」の下に「（国家公安委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）」を加え、同条第三項中「第十六条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に改め、同条第四項中「ハ」を「ホ」に改め、同項第三号中「第十六条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引）

第五条 令第七条第一項及び第九条第一項に規定する顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。

一 令第七条第一項に規定する疑わしい取引（第十三条第一項及び第十七条において「疑わしい取引」という。）

二 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

附則第五条の表第二十一条第六号の項中「第二十一条第六号」を「第二十四条第六号」に改め、同表第二十一条第七号イの項上欄中「第二十一条第七号イ」を「第二十四条第七号イ」に改め、同項中欄中「第九条

第一項」を「第十条第一項」に改め、同項下欄中「第九条」を「第十条」と、「第11十四条第一項各号列記以外の部分」を「第11十一条第一項各号列記以外の部分」に改め、同表第11十四条第一項各号列記以外の部分の項中「第11十四条第一項各号列記以外の部分」を「第11十一条第一項各号列記以外の部分」に改め、同表第11十四条第一項の項中「第11十四条第一項」を「第11十一条第一項」に改める。

別記様式第一号中「第22条」を「第25条」と改め、同様式の備考12中「第12条第一項」を「第13条第一項」に改める。

別記様式第一号の備考以外の部分中「第22条」や「第25条」と、「の有無の確認方法」や「と顧客等との関係及びその確認を行った方法」と改め、同様式の備考2中「住民基本台帳カード」や「在留カード」と改め、同様式の備考12中「の有無の確認方法」や「と顧客等との関係及びその確認を行った方法」と改める。

別記様式第一号中「第22条」を「第25条」と改める。

別記様式第四号中「第22条関係」や「第25条関係」と、「第22条第一項」や「第25条第一項」と改める。

別記様式第五号中「第26条」や「第33条」と改め、同様式の備考中「第十五条 行政庁」や「第十六条 行政庁」と、「第十八条 (略)」や「第十九条 (略)」と、「第十五条第二項」や「第十六条第二項」

に、「第二十五条」を「第二十六条」とし、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」とし、「第十八条第三項」を「第十九条第三項」に改める。

附 則

（施行期日等）

第一条　この命令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（附則第三条第一項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条第一号トの改正規定（「く」を「ニ」に改め、同号トを同号ホとする部分を除く。）及び第五条第二項第四号の改正規定　公布の日

二 第六条第一号ホの改正規定（「旅券等」の下に「又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）」を加え、同号ホを同号イとする部分を除く。）、第五条第一項第一号トの改正規定（同号トを同号リとする部分を除く。）、同号ヘの改正規定（同号ヘを同号チとする部分を除く。）及び別記様式第一号の備

考2の改正規定並びに次項及び次条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。次条第一項において「番号利用法整備法」という。）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）

2 前項第二号に定める日から施行日の前日までの間は、この命令（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一号亦中「若しくは」とあるのは、「又は」とする。

（住民基本台帳カードに関する経過措置）

第二条 この命令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第七条第一号イの規定の適用については、番号利用法整備法第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カード（氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本

台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなす。

2 前条第一項第二号に定める日から施行日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第七条第一号イ」とあるのは、「第六条第一号ホ」とする。

（実質的支配者の本人特定事項の確認に関する経過措置）

第三条 改正法による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二項に規定する特定事業者（同項第四十二号から第四十六号までに掲げる特定事業者を除く。以下この条において単に「特定事業者」という。）が、施行日前の取引の際に改正法による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「旧法」という。）第四条第一項の規定による確認若しくはこれに相当する確認又は同条第二項の規定による確認（これらの確認について確認記録（旧法第六条第一項に規定する確認記録をいう。次項第二号ハにおいて同じ。）又はこれに相当する記録（以下「確認記録等」という。）

）の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つてはいる新法第二条第三項に規定する顧客等（法人である場合に限り、新法第四条第五項に規定する国等を除く。以下単に「顧客等」という。）との間で施行日以後に初めて行う特定取引（新法第四条第一項に規定する特定取引をいい、次の各号のいずれかに該当するものを含む。以下「施行日以後特定取引」という。）であつて施行日前の取引に関連する取引（施行日前の取引が契約の締結である場合における当該契約に基づくものをいう。次項において「関連取引」という。）以外のもののうち、当該特定事業者（第一号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の特定事業者）が、新規則第十六条に定める方法又はこれに相当する方法により、その顧客等が施行日前の取引の際にこれらの確認を行つてはいる顧客等であることを確かめる措置をとつたもの（当該施行日以後特定取引の相手方がこれらの確認に係る顧客等又は代表者等（新法第四条第六項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）になりすましてはいる疑いがあるもの及びこれらの確認が行われた際に当該確認に係る事項を偽つていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽つていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うもの並びに新規則第五条各号に掲げるものを除く。）については、新法第四条第三項又は犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）附則第二

条第四項（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、新法第四条第一項の規定による確認を行わなければならない。この場合においては、同項第一号から第三号までに掲げる事項の確認を行うことを要しない。

一 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う金融取引（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第七条第一項第一号に定める取引をいう。次項において同じ。）であつて、当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に旧法第四条第一項の規定による確認若しくはこれに相当する確認又は同条第二項の規定による確認（当該他の特定事業者がこれらの確認について確認記録等の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つている顧客等との間で施行日以後に初めて行うもの

二 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に旧法第四条第一項の規定による確認若しくはこれに相当する確認又は同条第二項の規定による確認を行つてている顧客等との間で施行日以後に初めて

行う特定取引（新法第四条第一項に規定する特定取引をいい、当該他の特定事業者が当該特定事業者に對しこれらの確認について作成した確認記録等を引き継ぎ、当該特定事業者が当該確認記録等の保存をしている場合におけるものに限る。）

2 施行日以後に顧客等との間で行う取引が次に掲げるものである場合には、新法第四条第一項の規定は適用しない。

一 施行日以後特定取引が関連取引である場合における当該施行日以後特定取引

二 特定事業者が、施行日前の取引の際に旧法第四条第一項の規定による確認若しくはこれに相当する確認及び新規則第十二条第二項に規定する実質的支配者（以下「新実質的支配者」という。）に該当する者（これらの確認において本人特定事項（旧法第四条第一項に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。）の確認を行っているこの命令による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十二条第二項に規定する実質的支配者（以下「旧実質的支配者」という。）に該当する者を除く。）の本人特定事項の確認又は旧法第四条第二項の規定による確認及び新実質的支配者に該当する者（当該確認において本人特定事項の確認を行っている旧実質的支配者に該当する者を除く。）の本人特定事項の確認

（これらの確認について確認記録等の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つて、
る顧客等との間で施行日以後に初めて行う特定取引（新法第四条第一項に規定する特定取引をいい、次
のいずれかに該当するものを含む。）であつて関連取引以外のもののうち、当該特定事業者（イに掲げ
る取引にあつては、当該イに規定する他の特定事業者）が、新規則第十六条に定める方法又はこれに相
当する方法により、その顧客等が施行日前の取引の際にこれらの確認を行つて、いる顧客等であることを
確かめる措置をとつたもの（当該特定取引の相手方がこれらの確認に係る顧客等又は代表者等になります
まして、いる疑いがあるもの及びこれらの確認が行われた際に当該確認に係る事項を偽つていた疑いがあ
る顧客等（その代表者等が当該事項を偽つっていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うもの並びに
新規則第五条各号に掲げるものを除く。）

イ 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う金融取引であつて、当該他の特定事業者が施行日
前の取引の際に旧法第四条第一項の規定による確認若しくはこれに相当する確認及び新実質的支配者
に該当する者（これらの確認において本人特定事項の確認を行つて、いる旧実質的支配者に該当する者
を除く。）の本人特定事項の確認又は同条第二項の規定による確認及び新実質的支配者に該当する者

（当該確認において本人特定事項の確認を行つてある旧実質的支配者に該当する者を除く。）の本人特定事項の確認（当該他の特定事業者がこれらの確認について確認記録等の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つてある顧客等との間で施行日以後に初めて行うもの

ロ 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に旧法第四条第一項の規定による確認若しくはこれに相当する確認及び新実質的支配者に該当する者（これらの確認において本人特定事項の確認を行つてある旧実質的支配者に該当する者を除く。）の本人特定事項の確認又は同条第二項の規定による確認及び新実質的支配者に該当する者（当該確認において本人特定事項の確認を行つてある旧実質的支配者に該当する者を除く。）の本人特定事項の確認を行つてある顧客等との間で施行日以後に初めて行う特定取引（新法第四条第一項に規定する特定取引をいい、当該他の特定事業者が当該特定事業者に対しこれらの確認について作成した確認記録等を引き継ぎ、当該特定事業者が当該確認記録等の保存をしている場合におけるものに限る。）

ハ 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継し

た場合における当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に旧法第四条第一項の規定による確認若しくはこれに相当する確認又は同条第二項の規定による確認（以下このハにおいて「旧法の規定による確認」という。）を行つており、かつ、当該特定事業者が施行日前の取引の際に新実質的支配者に該当する者（当該旧法の規定による確認において本人特定事項の確認を行つている旧実質的支配者に該当する者を除く。）の本人特定事項の確認を行つている顧客等との間で施行日以後に初めて行う特定取引（新法第四条第一項に規定する特定取引をいい、当該他の特定事業者が当該特定事業者に対し当該旧法の規定による確認について作成した確認記録等を引き継ぎ、当該特定事業者が当該確認記録等及び当該新実質的支配者に該当する者の本人特定事項の確認について作成した確認記録に相当する記録の保存をしている場合におけるものに限る。）

三 特定事業者が、既に新法第四条第二項の規定による確認（当該確認について確認記録（新法第六条第一項に規定する確認記録をいう。以下この号において同じ。）の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つている顧客等との間で施行日以後に初めて行う特定取引（新法第四条第一項に規定する特定取引をいい、次のいずれかに該当するものを含む。）であつて関連取引以外のもののうち、

当該特定事業者（イに掲げる取引にあつては、当該イに規定する他の特定事業者）が、新規則第十六条に定める方法により、その顧客等が当該確認を行つてあることを確かめる措置をとつたもの（当該特定取引の相手方が当該確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの及び当該確認が行われた際に当該確認に係る事項を偽つていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽つていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うもの並びに新規則第五条各号に掲げるものを除く。）

イ 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う金融取引であつて、当該他の特定事業者が既に新法第四条第一項又は第二項の規定による確認（当該他の特定事業者が当該確認について確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つてある顧客等との間で施行日以後に初めて行うもの

ロ 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が既に新法第四条第一項又は第二項の規定による確認を行つている顧客等との間で施行日以後に初めて行う特定取引（同条第一項に規定する特定取引をいい、当該他

の特定事業者が当該特定事業者に対し当該確認について作成した確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該確認記録の保存をしている場合におけるものに限る。）

3 特定事業者は、顧客等について第一項の規定による確認を行う場合において、当該顧客等に係る新実質的支配者に該当する者のうちに当該顧客等に係る旧実質的支配者に該当する者がいるとき（特定事業者）第一項第一号又は第二号に掲げる取引にあっては、これらの号に規定する他の特定事業者を含む。）が当該旧実質的支配者に該当する者の本人特定事項の確認（当該確認について確認記録等の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つている場合に限り、当該旧実質的支配者に該当する者の本人特定事項の確認を行うことを要しない。

（法第四条第一項に規定する取引に際して行う確認の方法の特例に関する経過措置）

第四条 施行日以後における新規則第十三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「取引時確認を」とあるのは「取引時確認（法第四条第一項第四号に掲げる事項の確認について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 号）による改正後の第十一條第二項に規定する実

質的支配者（次号において「新実質的支配者」という。）に該当する者の本人特定事項の確認を行つて、
る場合におけるものに限る。）を」と、同項第一号中「除く」とあるのは「除き、法第四条第一項第四号
に掲げる事項の確認について新実質的支配者に該当する者の本人特定事項の確認を行つて、いる場合におけ
るものに限る」と、同項第三号中「による確認」とあるのは「による確認（同条第一項第四号に掲げる事
項の確認について新実質的支配者に該当する者の本人特定事項の確認を行つて、いる場合におけるものに限
る。）」とする。

（疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第五条 疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則（平成二十年内閣府、総務省、法
務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号）の一部を次のように改正す
る。

第四条及び第五条中「第二十二条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利
用に関する規則の一部を改正する命令の一部改正）

第六条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令（平成二十四年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号。次条において「平成二十四年改正命令」という。）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第一条の規定による改正後の規則（以下「新規則」という。）第十四条」を「規則第六条」に改める。

附則第三条中「新規則」を「規則」に改める。

附則第四条第一項中「新規則」を「第一条の規定による改正後の規則」に改め、同条第二項中「新規則第六条の」を「規則第七条の」に、「新規則第六条第一号亦」を「規則第七条第一号イ」に改め、同条第三項を削る。

附則第五条第一項中「新規則第六条」を「規則第七条」に改め、同条第二項を削る。

附則第六条第一項中「新規則第五条、第八条、第九条、第十条第一項及び第十一条」を「規則第六条、第九条、第十条、第十二条第一項及び第十二条」に改め、同項第二号ロ及びハ中「新規則第十二条第一項

第一号」を「規則第十三条第一項第一号」に改め、同条第二項中「新規則第八条、第九条及び第十条第一項」を「規則第九条、第十条及び第十一项第一項」に、「新規則第八条及び第九条」を「規則第九条及び第十条」に改め、同条第三項中「新規則第十一条第四項」を「規則第十二条第四項」に改める。

附則第七条中「新規則第八条、第九条、第十条第一項、第十一项及び第十二条」を「規則第九条、第十条、第十一项第一項、第十二条及び第十三条」に改める。

(平成二十四年改正命令に関する経過措置)

第七条 施行日以後における平成二十四年改正命令の適用については、平成二十四年改正命令附則第六条第一項中「施行日」とあるのは「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百七十九号）の施行の日」と、「又は当該確認」とあるのは「、当該確認」と、「取引を」とあるのは「取引又は犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第号。以下「平成二十七年改正命令」という。）による改正後の規則（第一号ロにおいて「新規則」という。）第五条各号に掲げる取引を」と、同項第一号中「整備令第一条」とあるのは「犯罪による収益の移転防止に

関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十七年政令第号）第一条」と、「第八条第一項第一号イ」とあるのは「第七条第一項第一号イ」と、同号口中「本人確認及び新法第四条第一項（同項第一号に係る部分を除く。）の規定による確認に相当する」とあるのは「新法第四条第一項の規定による確認若しくはこれに相当する確認又は同条第二項の規定による」と、「本人確認記録及び」とあるのは「記録（本人確認記録又は」と、「に相当する記録（以下この項において「相当確認記録」と）とあるのは「若しくはこれに相当する記録（以下この項において「確認記録等」という。）を」と、「確認する」とあるのは「確認し、及び新規則第十一条第二項に規定する実質的支配者（以下この項において「新実質的支配者」という。）に該当する者の本人特定事項を確認する」と、同号ハ中「による確認」とあるのは「による確認若しくはこれ」と、「（口に掲げる確認を除く。）」とあるのは「及び新実質的支配者に該当する者（これらの確認において本人特定事項の確認を行つている平成二十七年改正命令による改正前の規則第十条第二項に規定する実質的支配者（以下この項において「旧実質的支配者」という。）に該当する者を除く。）の本人特定事項の確認又は新法第四条第二項の規定による確認及び新実質的支配者に該当する者（当該確認において本人特定事項の確認を行つている旧実質的支配

者に該当する者を除く。）の本人特定事項の確認」と、「当該相当する」とあるのは「これらの」と、「相当確認記録」とあるのは「本人確認記録又は確認記録等」と、同項第二号口中「本人確認及び新法第四条第一項（同項第一号に係る部分を除く。）の規定による確認」とあるのは「新法第四条第一項の規定による確認若しくはこれ」と、「ものを除く。」とあるのは「ものを除く。」又は同条第二項の規定による確認」と、「及び相当確認記録」とあるのは「又は確認記録等」と、「確認する」とあるのは「確認し、及び新実質的支配者に該当する者の本人特定事項を確認する」と、同号ハ中「による確認」とあるのは「による確認若しくはこれ」と、「及び口に掲げる確認を除く。」とあるのは「を除く。」及び新実質的支配者に該当する者（これらの確認において本人特定事項の確認を行っている旧実質的支配者に該当する者を除く。）の本人特定事項の確認又は新法第四条第二項の規定による確認を行っている旧実質的支配者に該当する者（当該確認において本人特定事項の確認を行っている旧実質的支配者に該当する者を除く。）の本人特定事項の確認」と、「当該相当する」とあるのは「これらの」と、「相当確認記録」とあるのは「本人確認記録又は確認記録等」と、平成二十四年改正命令附則第七条中「第十三条」とあるのは「第十三条（平成二十七年改正命令附則第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する平成二十四年改正命令附則第六条第一項第一号又は第二号に掲げる方法により新法第四条第一項の規定による確認を行う場合において、当該顧客等に係る新実質的支配者に該当する者のうちに当該顧客等に係る旧実質的支配者に該当する者がいるとき（前項の規定により読み替えて適用する平成二十四年改正命令附則第六条第一項第一号又は第二号に規定する他の特定事業者が当該旧実質的支配者に該当する者の本人特定事項の確認（当該確認について確認記録等の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つている場合に限る。）は、当該方法を用いようとする前項の規定により読み替えて適用する平成二十四年改正命令附則第六条第一項に規定する特定事業者は、当該旧実質的支配者の本人特定事項の確認を行うことを要しない。